相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区東仙台五丁目一〇六番地、最後の住所宮城県仙台市宮城野区東仙台五丁目三番一八号　被相続人　亡　斉藤　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

仙台市青葉区五橋一丁目一―五八―七二〇　相続財産管理人　弁護士　吉田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市乙一三四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　つる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

茨城県下妻市大園木二八三九番地一　大建ビル二階つくばね法律事務所　相続財産管理人　弁護士　関　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区鎌谷町九〇番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区鎌谷町一二番地二五　被相続人　亡　篠原　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階　相続財産管理人　弁護士　長谷川範子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市旭町二丁目八四〇番地、最後の住所神奈川県厚木市旭町二丁目五番一〇号　被相続人　亡　北山　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　相続財産管理人　弁護士　湯淺　文憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市北本町三丁目一二九番地一、最後の住所新潟県上越市大字上真砂二一九番地　特別養護老人ホームいなほ園　被相続人　亡　齊藤　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

事務所新潟県上越市春日新田二丁目一番二二号　サンフィル早津一〇三号　相続財産管理人　司法書士　宮崎　貴博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区田町一丁目一一番地、最後の住所愛知県名古屋市天白区天白町大字八事字裏山六七番地一六四　被相続人　亡　横山　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

静岡県沼津市御幸町二〇番一六号安全ビル二階利他法律事務所　相続財産管理人　弁護士　名倉　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町久米田一三四番地、最後の住所静岡県三島市新谷一二一番地の一　被相続人　亡　佐藤　嘉彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

静岡県沼津市御幸町二四―四六―二　相続財産管理人　弁護士　瀬野　真志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県安来市伯太町下十年畑九二番地、最後の住所大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目三番一七号シャインハイツ三〇一号　被相続人　亡　妹尾　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階はばたき綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区中島通二丁目二番地一、最後の住所兵庫県神戸市中央区中島通二丁目五番一〇号　被相続人　亡　山崎千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

兵庫県神戸市中央区楠町二丁目二番六号クスノキ壱番館二階　大倉山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河端　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市大社町入南一〇八一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永岡　正枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

島根県出雲市今市町八六九番地七信和ビル二階　相続財産管理人　弁護士　錦織　正二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県柳井市平郡一七六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金江カネ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

山口県岩国市車町二丁目一番一二号　相続財産管理人　丸本　進矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市大字末武下四五〇番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内山　裕美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

山口県周南市今宿町一丁目四三番地　相続財産管理人　弁護士　清木　敬祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市西本町二丁目三七六番地、最後の住所香川県丸亀市幸町二丁目八番一二号　被相続人　亡　三谷　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

香川県丸亀市本町二五番地　久保ビル馬場法律事務所　相続財産管理人　馬場　俊夫

第29期決算公告

平成28年10月7日

名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

株式会社エス・エー・ピー

代表取締役　鈴木　猛仁

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,048
	固定資産	600
	合計	3,648
負債及び純資産の部	流動負債	439
	株主資本	3,209
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,790
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△9,290
	（うち当期純利益）	(963)
	合計	3,648